

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源交付金）が充てられる

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)

地方消費税交付金（社会保障財源交付金） 950,000 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 12,200,704 千円

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものである。

○社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費であり、「社会福祉」「社会保険」「保健衛生」のいずれかに関する経費である。

○事務費、事務職員の人件費（サービスに直接従事しない職員分）等には充当しない。

(単位：千円)

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源交付金)	その他	
社会福祉	社会福祉事業	192,646	30,124		497	26,521	135,504
	児童福祉事業	4,583,583	3,117,001	1,400	102,866	222,997	1,139,319
	母子福祉事業	501,273	195,358		67	50,065	255,783
	高齢者福祉事業	238,363	2,995		45,244	31,119	159,005
	障害者福祉事業	2,095,631	1,424,166		20,611	106,535	544,319
	生活保護事業	1,161,708	862,018			49,056	250,634
	小計	8,773,204	5,631,662	1,400	169,285	486,293	2,484,564
社会保険	国民健康保険事業	650,662	327,311			52,929	270,422
	高齢者医療事業	861,871	124,014		463	120,703	616,691
	介護保険事業	1,035,637	46,101			161,976	827,560
	年金事業	368	368				
	小計	2,548,538	497,794			335,608	1,715,136
保健衛生	医療対策事業	250,501	732		38,800	34,533	176,436
	予防対策事業	539,888	17,207		27,103	81,120	414,458
	保健指導事業	88,573	4,548		7,994	12,446	63,585
	小計	878,962	22,487		73,897	128,099	654,479
合計	12,200,704	6,151,943	1,400	243,645	950,000	4,853,716	